

Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年9月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国家税务总局によるハイテク企業の企業所得税優遇政策に関する若干の実施事項の明確化

2016年における「ハイテク企業認定管理弁法」および「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の改正に続き、中国国家税务总局は近頃、24号公告を公布し、ハイテク企業に適用される15%の優遇税率についての実施細則を明確化した。当該公告は2017年度および以降の年度の企業所得税確定申告に適用される。

1. 公告の概要

(1) 対象期間

24号公告において、企業がハイテク企業証書に明記された証書発行時期の当年度から関連の税收優遇を享受できると明確に規定された。

ハイテク企業は資格期間満了の当年度において、再認定を通過する前に暫定的に15%の優遇税率に基づき企業所得税の仮納付を行うことができるが、当年度の年末までに(「年度確定申告までに」ではない)ハイテク企業資格を取得できなかった場合、法定税率に基づき税額の追納を行わなければならない。

例えば、ある企業のハイテク企業証書に記載された証書発行時期が2016年11月であり、期間満了時間は2019年11月である場合、当該企業は2016年、2017年および2018年において15%の優遇税率の適用を受けられる。また、2019年において、15%の優遇税率に基づき四半期ごとの企業所得税仮納付を行うことができるが、2019年の年末までにハイテク企業証書を再取得できなかった場合、25%の法定税率に基づき、過少納付分の税額を追納しなければならない。

(2) 税務機関による日常管理の範囲、手続と追徴期間

- 24号公告の規定により、税務機関は、ハイテク企業資格認定申請の段階において、企業が認定条件に符合するか否かの判断について管理責任を負うと共に、ハイテク企業資格認定を受けた企業に対して、後続の管理を実施する権利を有する
- 税務機関による後続の日常管理において、ハイテク企業資格認定の過程、またはハイテク企業向け優遇政策を享受する間に、企業に認定条件に符合しない

状況が生じたことが税務機関によって発見された場合、税務機関は認定機構に再審査を求めなければならない

- 再審査の結果、認定条件に符合しないと判断された場合、認定機構は当該企業のハイテク企業資格を取り消し、資格証書の有効期間のうち認定条件に符合しないことが発生した年度から、享受した税收優遇に対して追徴を行うように税務機関に通知する

(3) 資料提出要求

現行の規定に基づき、認定を受けたハイテク企業は毎年5月末までに、前年度のハイテク企業発展状況報告表を税務機関に提出しなければならない。また、15%の優遇税率の適用を受けるためには、税務機関に企業所得税優遇事項届出表、ハイテク企業資格証書などを提出して届出手続を行わなければならない。さらに企業は検査に備え、関係資料を適切に保管しなければならない。

改正後の「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」に基づき、24号公告において、上述の「検査に備えた資料保管」について、政策の調整が行われた。主な内容は下記のとおりである。

- 知的財産権に関する資料、対象年度における主要製品(サービス)に対してコアとなる支持効果を発揮する技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」において規定された対象範囲に属することに関する説明資料、研究開発費用の管理資料、研究開発費用の構造明細表などの提出要求が新たに追加された
- 研究開発費用に関する資料については、当年度のほか、直前の2つの会計年度の資料も保存しなければならないことが明確に規定された

(4) 施行時間と経過措置

24号公告は、2017年度および以降の年度の企業所得税確定申告に適用される。

ただし、2016年1月1日以前に、改正前の「ハイテク企業認定管理弁法」および「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」に基づき認定されたハイテク企業に対して、検査に備えた資料保管などの取扱いは、24号公告を適用せず、旧規定に準拠する。

2. デロイトの考察およびアドバイス

近年、中国政府はイノベーション型・科学技術型企業への支援活動に取り組んでいる。科学技術型中小企業の研究開発費用追加控除比率の75%への引上げに続き、24号公告はハイテク企業向けの企業所得税優遇政策に関する実施細則を明確化したものであり、ハイテク企業向け優遇政策の実施を保証し、促進する効果が期待されている。

留意すべき点として、ハイテク企業資格を一旦取得すれば、その後は安泰というわけではない。ハイテク企業は、税務機関の後続管理において、認定条件に符合しないことによる税額追徴などのリスクに対応するため、定期的なレビューと早期警戒メカニズムを確立することで、検査に備えた資料作成の正確性、完全性、および適時更新を確保されることを推奨する。ハイテク企業資格の申請を検討している企業は、合理的な事業アレンジの策定に際して、上述のコンプライアンスコストを併せて考慮されることを推奨する。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一

kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト・トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁理士法人およびデロイト・トーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト・トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001